



2026年 新・年収の壁 ～ 一覧で確認！ ～

「年収の壁」には、大きく分けて「社会保険の壁」と「所得税の壁」があります。

2026 年（令和 8 年）は制度改正もあり、「いくら働くとどうなるの？」と判断に迷うケースも多いのではないのでしょうか。今回は、2 つの壁に分けて整理しました。まずは一覧で確認してみましょう。

◀ 今回の記事は、佐藤が担当しました。 ▶



社会保険の壁

年収等・要件	壁の種類	影響を受ける人	この金額・要件でどうなる？
週所定労働時間 20 時間以上など	社会保険	短時間労働者 (被保険者 51 人以上の企業など)	2026 年 10 月～「106 万円の壁」は撤廃
130 万円未満	健康保険	扶養家族	原則、健康保険の扶養に入れる収入基準 ※1
150 万円未満	健康保険	扶養家族（19～22 歳の子等）	健康保険の扶養に入れる収入基準 ※1
180 万円未満	健康保険	扶養家族（60 歳以上・障害者）	健康保険の扶養に入れる収入基準 ※1

※1 勤務先で本人が加入要件を満たした場合、130 万円・150 万円・180 万円未満でも扶養に入ることはできません。



健康保険の「年収」はいつの期間で見る？

⇒ 原則は、今後 1 年間の収入を見込んで判断します。そのため、年の途中でも働き方や給与が変わったときは確認が必要です。

なお、従業員の家族が扶養を外れる場合には、手続きが必要です。あおばに手続きを委託されている場合は、ご連絡ください。



所得税の壁

下線部 → 改正点

2026 年 12 月施行 → 2026 年の年末調整から適用

年収等	壁の種類	影響を受ける人	この金額でどうなる？
136 万円以下	家族の税金	配偶者 16 歳以上の扶養親族	「配偶者控除」、「扶養控除」を受けられる上限
178 万円以下	自分の税金	本人	所得税がかからない
136 万円超～ 197 万円以下	家族の税金	19～22 歳の親族	「特定親族特別控除」を受けられる上限 ※2
136 万円超～ 207 万円以下	家族の税金	配偶者	「配偶者特別控除」を受けられる上限 ※2

（注）上記は、給与収入のみの場合を想定した一般的な表です。従業員本人や家族の所得などにより、取扱いが異なる場合があります。



被扶養者資格の再確認

～ 協会けんぽでは、今年も被扶養者認定の再確認を行います ～
（健康保険組合については、取り扱いが異なります。）

【リストが届いたら】

- ①記載されている方について、現在も扶養の要件を満たしているか確認を行う
- ②12 月 11 日（金）までにリストを返送する
- ③健康保険の扶養から外れる方がいる場合は、外す手続きを行う
（なお、確認対象となる方がいない場合、リストは送付されません。）

一時的な収入増加については、事業主の証明により扶養を継続できる場合があります。
判断に迷う場合は、お気軽にご相談ください。



2026 年度（令和 8 年度）地域別最低賃金額（関東）

～ 最低賃金の改定額が正式に決定しました！ ～

都道府県	改定額	現在	引上げ額	発効日	都道府県	改定額	現在	引上げ額	発効日
埼玉県	1,196 円	1,141 円	55 円	10月1日	栃木県	1,125 円	1,068 円	57 円	10月1日
東京都	1,280 円	1,226 円	54 円	10月1日	茨城県	1,136 円	1,074 円	62 円	10月18日
神奈川県	1,279 円	1,225 円	54 円	10月1日	群馬県	1,120 円	1,063 円	57 円	10月3日
千葉県	1,195 円	1,140 円	55 円	10月1日					



要確認!

最低賃金以上ですか？ 足りない場合は最低賃金以上に変更が必要です

月給者の確認方法 → 『月給 ÷ 1 箇月の平均所定労働時間』で 1 時間あたりの金額を算出し、最低賃金額と比較します。

バックナンバー（2022 年 9 月号、2023 年 9 月号）でも特集しておりますので、ぜひご覧ください。